特集◉
男女共同参画
あなたらしく輝ける未来へ。

6月1日、福智町に新しい条例が誕生しました。

「男女共同参画推進条例」

聞き慣れない名前ですが、そんなに難しい話ではありません。
条例の内容は、とても簡単なこと、かつ、当たり前のこと。
しかしこの当たり前のことが理解されず、苦しんでいる人がいます。
「性別」の固定観念に縛られ、大切な一歩が踏み出せない人がいるのです。
わたしたちが暮らす人間関係の中で、周囲の何気ない配慮が、
大切な一歩を踏み出す勇気につながり、
その一歩が「自分らしい未来」へとつながっていきます。
ただ条例ができたというだけでは、問題はすべて解決しません。
まず一人ひとりが、身近な「?」に気付くことが必要です。
あなたの家族、職場、地域… そして何よりあなた自身の毎日を
より充実させるために、もう一度見つめ直してみてください。
町と社会の未来を変えるのは、今を生きるわたしたち一人ひとりです。

まずはこの条例を策定した「策定委員会」のふたりに
次のページでお話をお伺いしました。

福智町 男女共同参画 推進条例 8つの柱

▶基本理念（第3条）

❶ 一人ひとりの人権の尊重

すべての人が性別による差別的な扱いをされず、個人としてその能力を発揮できる機会が確保されるよう、人権を尊重していきましょう。

❷ 性別による固定観念の解消

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに「職場」「学校」「地域」「家庭」などの活動を自由に選択できるよう、制度や日常習慣のあり方を考えていきましょう。

❸ 性の理解と健康保持

すべての人が性に関する理解を深め、妊娠、出産などに自分の意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持できるよう考えていきましょう。

❹ 政策・決定の場への対等な参画

男女が社会の対等な構成員として、町の政策や民間団体における方針の立案や決定に、平等に参画する機会を確保していきましょう。

❺ あらゆる場面での支え合い

すべての人が、家族の協力や社会の支援のもとに、養育や介護など家族の一員としての活動と、職場や学校など家庭以外での活動とが両立できるように協力していきましょう。

❻ 人権・男女平等教育の推進

学校教育、社会教育、その他のあらゆる分野の教育の場において「人権教育」「男女平等教育」を進めていきましょう。

❼ 性別による人権侵害の根絶

「セクシュアル・ハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」など、性による人権侵害は根絶されるよう配慮していきましょう。

❽ 平和に基づく国際的協調

男女共同参画社会をめざす取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮しながら進めていきましょう。

策定委員会
文屋 俊子 委員長
（福岡県立大学 人間社会学部教授）

×

策定委員会
光本 伸江 委員
（福岡県立大学 人間社会学部准教授）

文屋　「わたしが福智町に来てまず感じたのは、子育て環境にとても恵まれているということ。都市圏のはざまにあり、自然も豊かで…そして、男性に優しい人が多いと感じました。そういう地域なのに、福智町の男女共同参画は女性の登用率などの数値的な面で県内ワースト6位、非常に低い位置にあるんです。そもそも男女共同参画という考え方は、国内の出生率が減少し、少子高齢化が加速する中で〝子育てしやすい環境を作らなければ〟という方針で着目された施策です。福智町にはこの分野の先進地となる可能性が大いに秘められていると思いました。今後〝さらに住みよい町に〟という意識をはぐくむ第一歩として、福智町に今回の条例ができて、本当によかったと実感しています」。

光本　「条例っていうと、かたくとらえられるのかもしれませんが、自治体だから条例なのであって、国の法律よりも実際の生活レベルに近い距離感で定められることに意義があると思います。この条例でうたっている〝選択の自由〟や〝支え合い〟は、本当は当たり前のこと。だけど現実にはそれが実現せずに困っている人もいるんです。こうした条例を着実に整備していけば、そういう人も〝自分がもっと生き生きと暮らせるチャンスがある〟と気付くことができるし、行政が手をさしのべていく重要なツールにもなります。〝みなさんの生活をもっと豊かにする〟ということが、この条例の一番の目的。せっかくの条例なので、積極的に使っていかないと意味がありません」。

文屋　「この条例をもとに計画を立てて、それを町の総合的な政策にいかしていくことが必要です。ただ〝条例ができたから何かしようか〟だけじゃだめなんです。福智町のみなさんがお互いに助け合い、すてきな町の未来図を描いて進めていってもらえたらと思います」。

福智町男女共同参画推進条例【策定までの流れ】

平成20年6月19日、一般公募を含む10人による策定委員会を設置。平成20年7月4日から10回の協議を重ね、平成21年1月20日に条例案を答申し、3月定例町議会で可決されました。平成21年6月1日から施行されます。